

社会福祉法人あすなろ会

役員等報酬と費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あすなろ会(以下「法人」という。)
役員及び評議員等に対する報酬と費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表1により支払うことができる。

(費用弁償の支給)

第4条 法人は、役員等が理事会、評議員会またはその他の会議または法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償することができる。

2 前項の報酬の額は、別表2及び別表3により支払うことができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1 日額

名称	報酬
理事長業務報酬費	10,315円
常勤役員報酬費	10,315円
非常勤職員報酬費	10,315円

別表 2 日額

名称	費用弁償
理事会出席	5,157円
評議員会出席	10,315円

別表 3 日額

旅費	宿泊費	費用弁償	その他
	20,000円	10,315円	実費